

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

藤田 正

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に改める。

第10条中「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に改める。

第15条第1項第2号中「26万円」を「26万5千円」に改める。

第15条第1項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。